平成29年労第386号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、新聞配達業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、自転車で朝刊を配達中に道路の縁石に接触して転倒し右肘を強打し負傷した(以下「本件災害」という。)という。請求人は、同日、C病院に受診し、「右肘頭骨折、前腕挫傷」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒(症状固定)となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存した障害の程度が、障害等級第14級を超えるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

(略)

1 当審査会の事実認定

V 그 - - V

- 2 当審査会の判断
- (1) 当審査会は、請求人の主張に関して、医師の所見を含め関係資料を精査した ところ、請求人に残存する障害について検討すべきは、右上肢の疼痛及び握力 低下であると判断する。
- (2) D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「右肘の痛み、右手指のこわばり、握力低下(右7kg、左27kg)、肘伸側に10cmの術創あり、肘関節可動域:右(患側)130度、左(健側)146度、痛みにより労務に差支えがあると考えている。」と所見している。
- (3) 次に、E医師は、「画像から見て、骨癒合はしている。計測では、肘関節はよく動いている。このことより、神経症状として『局部に神経症状を残すもの』と考える。」と述べている。
- (4) 当審査会において、医学的所見を精査したが、E医師の意見は妥当であり、 請求人に残存する障害は、右肘の痛み、右手指のしびれ感及び右手の握力低下 と認められるが、画像所見において、請求人の症状を説明しうる器質的損傷が 認められないことから、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「通 常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」 に該当する程度とみるのが相当である。

なお、右上肢の機能障害については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、右肘関節の可動域は、健側に比して4分の3以下に制限されておらず、障害等級には該当しないものと判断する。

さらに、右上肢の醜状障害についても、決定書理由に説示のとおり、手のひらの大きさの醜状には至らないことから、障害等級には該当しないものと判断

する。

- (5) したがって、本件災害による請求人に残存する障害の程度は、上記のとおりであって、障害等級第14級「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。
- (6) なお、請求人は、治癒後の測量の仕事で疼痛が増悪した旨主張するが、障害等級の認定にあっては、治癒時の障害状態により判断すべきものであり、請求人の主張は採用できない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。